

市政の報告と議案説明

（市政の報告）

市政の概要についてご報告申し上げ、議会をはじめ市民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、多くの市民の皆様のご信任をいただき、五條市のかじとりを担わせていただいてから、早や1年が経ちました。この間、直面する行政課題に真摯に向き合い、誰もが生き生きと、安心して暮らせる五條市、誇りと愛着を持って住み続けることができる五條市の実現に向け、全力で取り組んでまいりました。

行政運営においては、できることはすぐにやるといった、スピード感をもって取り組むべき課題がある一方で、将来の五條市に夢をはせ、皆様の声にじっくり耳を傾け、様々な角度から熟慮を重ねながら、推進していく必要のある施策もございます。

このような考えのもと編成した今年度の予算でのまちづくりがスタートしています。市長就任2年目となる今年、市政運営の重責を担わせていただくに当たり、改めて気を引き締め、市民福祉の向上、安全で安心して暮らせる五條市の実現に向け、市民の皆様と共に、様々な施策推進に全力で取り組んでまいります。

それでは、市政の報告について申し上げます。

はじめに、本市の魅力発信についてであります。

県内25市町村が、それぞれの魅力が詰まった30秒のCM動画を制作し、その出来栄を競いあう、奈良テレビ放送主催のふるさとCM大賞NARA2024に参加し、その審査会の模様が3月23日に放映されました。奈良県立五條高等学校の生徒と連携し制作した、風情あふれる五條新町の魅力が詰まったCM動画が、今年度10回テレビ放送されるほか、SNSで継続して発信されます。

今後も、機会を捉え本市の魅力発信に努めてまいります。

次に、中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクトについてであります。

市役所旧庁舎跡地やイオン五條店周辺等の中心市街地のまちづくりについて、ワークショップを11回開催するなど、多くの市民の皆様と一緒に検討を重ねてまいりました。

これらの内容をまとめ、2月から3月までにかけてパブリックコメント手続を実施し、広く意見を募ったところです。

寄せられた意見やこれまで重ねた検討の結果を基に、中心市街地に導入する公共機能について関係機関と協議し、施設の規模や事業手法等を引き続き検討してまいります。

次に、防災・危機管理についてであります。

能登半島地震においては、奈良県からの石川県応援派遣要請に基づき、本市の支援として、これまで延べ9名の職員の派遣を行ってきたところです。

災害はいつ起こるか分かりません。また、これから出水期を迎えます。地震、台風、大雨等の自然災害に対し、日頃からの防災体制強化を図るとともに、引き続き啓発と備えに努めてまいります。

次に、奈良県における広域防災拠点整備についてであります。

奈良県が発表した五條市の県有地における太陽光発電施設の建設に対して、2月19日付けで奈良県議会に提出しておりました請願書が、3月25日に奈良県議会において採択されました。その後、県では広域防災拠点の在り方について検討されています。市といたしましても、引き続き五條市の県有地の整備について注視し、地元が合意した大規模防災拠点が整備されるよう取り組んでまいります。

次に、自衛隊誘致活動についてであります。

4月26日、防衛省に対して、自衛隊誘致に向けた奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会の取組の説明等を行いました。

また、5月24日には奈良県防衛協会五條支部の総会に出席し、誘致

機運醸成活動への協力依頼を行うなど、今後も自衛隊誘致につながる活動を継続して行ってまいります。

次に、消防団活動についてであります。

4月6日の住川町における火災に際し、消防団員81名が出動し、放水消火活動等を行いました。

今後も消防団がスムーズに活動ができるよう、消防団資機材の更新及び老朽化した消防団車両の更新や消防団格納庫についても順次整備を進めるとともに、奈良県広域消防組合とも更なる連携を図ってまいります。

次に、生活安全についてであります。

五條警察署などの関係機関と連携しながら、春の交通安全週間において啓発活動等、各種取組を行いました。また、新入学児童を対象に交通安全教室を開催するとともに、ランドセルカバー等の贈呈を関係機関と連携して実施しました。

今後も関係機関との連携を一層密にして、交通安全活動や市民の安全安心のまちづくりに努めてまいります。

次に、人権啓発推進事業についてであります。

複雑化・多様化する人権問題や、社会情勢の変化、五條市の現状に対応するため、第2次五條市人権施策に関する基本計画を策定しました。

また、4月11日には、「人権を確かめあう日」県内一斉集会の一環として、全国水平社創立100周年を記念して映画化された島崎藤村の名作『破戒』の鑑賞会を、人権総合センターにおいて開催しました。

差別及び人権を侵害する行為の防止と、市民の人権意識の高揚に努めることは市の責務であるとの認識のもと、引き続き人権施策の推進に取り組んでまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。

市民の生活・暮らしを支援することを目的とした「住民税均等割のみ課税世帯等に1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金」については、5月20日現在で800世帯、90.5%に支給し、低所得者世

帯の子ども加算として一人当たり 5 万円の給付金につきましても、5 月 20 日現在 220 世帯 394 名の児童に対して支給しました。引き続き、生活・暮らしの支援を推進してまいります。

次に、児童福祉についてであります。

本年 4 月から、児童福祉課内に「こども家庭センター」を設置し、子育て支援の充実のため、母子保健係と児童相談係が連携し、新規に産後ケア事業やおむつ宅配便事業等を実施しています。児童虐待を未然に防ぐ体制の整備、子育て支援センター「はっぴい」や児童館とも連携した子育て支援事業等に、引き続き取り組んでまいります。

次に、観光振興事業についてであります。

3 月 11 日から、幻の五新鉄道の城戸から賀名生区間を歩行者専用として開放し「五新線スタンプラリー」を実施しています。

また、3 月 16 日には吉野川でのラフティング体験を、4 月 6 日には当市の観光大使でもある河瀬直美監督と映画「萌の朱雀」撮影地を巡る、「萌桜祭り」を開催したほか、4 月 29 日には吉野川河川敷で「川開きフェスタ 2024」が開催され、多くの家族連れや来場者でにぎわいました。今後も、五條市の自然や観光資源を活用した観光振興に努めてまいります。

次に、「新金剛トンネル」についてであります。

4 月 30 日に吉野郡の 3 町 8 村の首長並びに五條市議会議長、吉野郡町村議長会会長、十津川村議会議長及び野迫川村議会議長の皆様のご理解とご賛同を得て、国への要望活動を進めるために「新金剛トンネル建設推進協議会」の設立総会を五條市役所において開催しました。引き続き、民間の協議会とも協力し、夢の実現に取り組んでまいります。

次に、西吉野農業高等学校魅力化推進事業についてであります。

平成 30 年度に全国募集で入学した、第 3 期生 19 名が 3 月に卒業し、内、県外出身の生徒 2 名が本市に移住し、市内の企業に就職いたしました。

また、市立高校としてスタートして４年目となる本年も、１７名の新生が入学いたしました。引き続き、「土に学び土で育つ」実学を重視した教育方針に基づき、本市で安心した生活や就農ができるようサポートに努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

児童生徒一人一人の学習理解度や課題に応じたＡＩ機能のあるデジタルドリルを活用し、個別学習の更なる充実を図ってまいります。また、市内全ての学童保育所に学習支援員を配置し、宿題や予習復習等の支援を行い、学習習慣の定着につなげてまいります。

次に、就学前教育・保育についてであります。

多様化している就学前の子どもに対する教育・保育ニーズに対応するため、「五條市教育・保育のあり方検討委員会」を設置し、更なる就学前教育・保育の質の向上を図り、継続的かつ安定したこども園の運営に向けた取組を進めてまいります。

次に、生涯学習事業についてであります。

４月２７日、４月２８日の２日間にわたり、五條市立中央公民館において、第２回中央公民館発表会が開催されました。当日は、写真や書道などの展示や、尺八・琴・吹奏楽などの演奏や舞踊・ダンスなどの披露、お茶会などが催され、多くの来場者で賑わいました。

また、中学校部活動の地域クラブ活動への移行につきましては、県が示す令和７年度までの改革集中期間内での「五條市部活動地域移行推進協議会」設置に向け取り組んでいます。今後も「生涯にわたって学び、自他共に高め合い、生きがいのある人生を送れる環境づくり」を目指し、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

市政の報告は、以上であります。

（提出議案の説明）

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し

上げます。

まず、報第 16 号 五條市土地開発公社の経営状況の報告及び報第 17 号 五條市地域商社株式会社の経営状況の報告につきましては、五條市土地開発公社及び五條市地域商社株式会社の事業報告書及び事業計画書が提出されましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報第 18 号 令和 5 年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告、報第 19 号 令和 5 年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告及び報第 20 号 令和 5 年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、関係法令の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報第 21 号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、議第 33 号 五條市立養護老人ホーム設置条例の全部改正につきましては、五條市立養護老人ホーム花咲寮に指定管理者制度を導入するため、本条例の全部を改正するものであります。

次に、議第 34 号 五條市過疎地域における市税の特別措置条例の一部改正につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、特別措置期間を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 35 号 五條市立図書館条例の一部改正につきましては、指定管理者に係る規定の見直しを行うため、本条例の一部を改正するもの

であります。

次に、議第３６号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う事務の承継について、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める旨定めるため、本規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第３７号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に当たり、構成市町村と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第３８号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することに伴う財産処分について、構成市町村と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第３９号 財産の取得につきましては、五條市消防団第１方面隊６分団１部が使用する消防自動車が３０年の使用期間を迎え更新するに当たり、消防自動車を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第４０号 令和６年度五條市一般会計補正予算（第２号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ６，７４３万５千円を追加し、総額１８８億２，９９１万円とする予算の補正でございます。

主な内容といたしまして、新型コロナワクチン接種事業の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第４１号 令和６年度五條市介護保険特別会計補正予算（第１号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ２５１万９千円を追加し、総額４１億２，０３１万９千円とする予算の補正でございます。

内容といたしまして、介護保険システム改修費の補正を追加するもので、財源につきましては、一般会計繰入金を見込みまして、補正予算を編成しております。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。